

第 2 回 沖 縄 県 教 育 委 員 会 会 議 (定 例 会)

- 1 日時 平成22年 1 月 20 日 15 時 40 分～17 時 3 分
 2 場所 教育庁第一会議室
 3 出席者

委員	比嘉 委員 (委員長) 鎌田 委員 安次嶺 委員 中野 委員 新垣 委員 金武 委員 (教育長)	(欠席委員)
教育 庁	統括監等	教育指導統括監、参事
	課長及び 班長等	総務課長 財務課長 施設課長 福利課長 県立学校教育課長 義務教育課長 保健体育課長 生涯学習振興課長 文化課長 全国高校総体推進課長
	職務のため 出席した者	(事務局) 総務課総務班主幹 総務課総務班主査 県立学校教育課人事管理監 県立学校教育課人事班主幹 県立学校教育課人事班主査
4 傍聴した者 <p style="text-align: center;">記者 2 人 / その他 0 人</p>		

平成22年第2回県教育委員会会議(臨時会)

開会 (15:40)

委員長	それでは、平成22年第2回県教育委員会会議・定例会を開催いたします。はじめに、会期の決定を行います。本日一日を予定しておりますが、よろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	では、このとおり決定します。 次に、前々回会議録の承認を行います。安次嶺委員お願いします。
安次嶺委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているということですが、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	では、このとおり決定します。 次に、前回会議録の承認を行います。中野委員お願いします。
中野委員	正確に記載されております。
委員長	正確に記載されているということですが、承認してよろしいでしょうか。
各委員	異議なし。
委員長	では、このとおり決定します。 今回会議録署名人は新垣委員にお願いします。
新垣委員	はい。
委員長	次に、教育長報告をお願いします。
教育長	(教育長報告を行う)
委員長	それでは、御質疑ございますか。
中野委員	美咲特別支援学校の幼稚部の志願者状況、人数は出ているか。
教育長	願書受付は2月に行いますので、その結果を見ないとわかりません。
鎌田委員	定員はギリギリか。増える可能性があるとしたら学級増も考えられるか。
教育長	以前、教育委員会会議で定員を定める際に調査をした段階では7人の応募があり、1学級8人までとして、1学級で定員を定めております。この陳情につきましては、陳情者の方が独自の調査を元に11人いるということになっております。最終的な人数は願書の状況を見て後の2月中旬になります。
安次嶺委員	集団暴行致死事件について。教育長答弁で「県教育委員会としましては、「自他の命を尊重する」教育や「子どもの心の居場所づくり」、児童生徒理解に基づく個においた指導支援などの充実に努めてまいります。」としているが、具体的にアクションをとらないといけないと思う。命の教育というのはただ校長先生がみんなを集めて「命は大切だよ。」と1回や2回言うだけ

	<p>でなく、本当に日々そういう子ども達に命の大切さを教えるためにどんな事をやらなければいけないか考えなくては。これだけ子ども達の心が荒れている。家庭や社会の問題までいきつくが、大事な事であるという視点で、継続して教育界全体で取り組まないといけないのではないか。命の教育は、言うのは簡単だが、実施するのは大変だと思う。でも、やらなければいけない。小児科医として言えば、赤ちゃんの時から育て方にさかのぼるが、学校は学校で子ども達にしっかりと教育するにはどうすればいいか考える必要がある。例えば、北谷高校だったと思うが、保育園に行って高校生を園児達と遊ばせるということをしているが、あれはすごくいい。ただ、あれも年に1回くらいではあまり意味がない。しかし、そういうことはすごく大事なことなので、しっかり学校現場で考えてほしい。</p>
鎌田委員	<p>議会答弁について。学童以降の問題に関しては就学前の生活の実態がどうだったかということ連続して行政の視点で把握することが大事だと思う。そういう意味で、新規陳情の第205号の幼稚園教育の制度改善に関する陳情がどういうものだったのか、後で教えてほしい。</p> <p>こういう継続審議というのはどこでどのように審議されていくのか。</p> <p>また、先ほどの八重山分館についての意見陳述の場を設けた背景には、委員長あてに「委員会の場で意見陳述の機会を。」という要請があつてのことだった。県議会の方では、陳情が平成20年の第66号からずっとあるが、この内容はその都度違うのか、継続で一緒なのか。</p>
総務課長	<p>陳情の審議は、基本的には全会一致で成り立つということになっているようにございますが、採択というのは「陳情の趣旨はもつともだ。」ということで議会として取り上げたということでございます。賛成もあれば反対もあるという場合には、基本的に継続審議という形になります。</p>
鎌田委員	<p>継続審議というのはどのように、またどこでやっているのか。</p>
総務課長	<p>それは議会で決めることになっております。文教厚生委員会で継続審議という結論になったものが、資料8ページの最後の方でございますが、「関係請願及び陳情の審査の結果は、各委員会委員長の報告のとおり全会一致で決定された。」ということで、議会全体の意思として継続審議と決められたということになります。</p>
鎌田委員	<p>八重山分館の件は、先ほどここで要請を聞いたわけだが、県議会でもこれだけたくさん継続している。</p>
総務課長	<p>たくさん記載されておりますのは陳情者が別ということでございまして、陳情した団体が多数あったということでございます。</p>

委員長	いろいろな団体がそれぞれに陳情を出しているということですね。
鎌田委員	今後、八重山分館の問題は、県議会、教育委員会等いろんな所でそれぞれが今どのように進んでいるかということの共通理解が必要ではないか。それぞれがということではなくて、県の基本的なスタンスがどこにあるかということをおわかってもらうために。議会は議会で動いている。
総務課長	八重山分館の設置につきましては、教育委員会規則である沖縄県立教育機関組織規則で規定されておりますので、議会事項ではございません。したがって、教育委員会の会議で改正が可能でございます。
鎌田委員	最終的にはそうだが、いろんな所でこんなに継続審議をしながらまだ尾をひいているこの背景の分析を把握しておきたいと思った。基本的に理解できていなかった部分があったので質問した。
委員長	今日、八重山分館に関してこれまでの経緯をまとめた資料をもらい、どのような形でどう動いてきたかを教育委員が知ることができた。 鎌田委員の意見は、私達が最終的に決定するとしても、県民の皆様は議会に対して要請を出されており、文教厚生委員会が受けている。文教厚生委員会では継続審議となっているので、委員会でどんな議論があつて、どんな意見が出されたのかということも知りたいということなので、議事録等を提供してもらえればいいと思う。後ほどでかまわないのでお願いしたい。
新垣委員	沖縄学生会館の閉館に関する陳情について。これは何県にあるのか。
教育長	千葉県にございます。
新垣委員	子ども達が本土でお金をかけて生活するのは大変だが、学生会館があるととても助かるので、配慮できたらいいと思う。
教育長	この件につきましては、庁内の検討委員会で検討しており、もうしばらくで報告できるものと思います。
委員長	では、改めて報告してほしい。
中野委員	新規陳情の第192号と第203号で、南部農林高等学校と南部工業高等学校の再編統合に反対する陳情が出されており、継続審議となっているが、これは前年度、教育委員会で決定したのではなかったか。
総務課長	新設校の決定はまだ先でございます。現在決定しておりますのは統合に向けて両校の学科改編を進めるということでございます。南部農林高等学校は6学科から5学科に、南部工業高等学校は3学科から2学科に学科改編をして、平成24年度に新たに統合した学校を設置する予定であります。平成22年度、23年度に南部農林高等学校に工業科棟を造り、平成24年度から学校を統合するという前提の学科改編を教育委員会で決議していただいております。

委員長	<p>ほかに御質問ございますか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>それでは、御質疑がないようですので議事に入ります。</p> <p>本日の議題は議案が3件となっております。なお、議案第2号及び第3号は人事案件ですので非公開としたいと思いますが、よろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>それでは、議案第1号の説明をお願いします。</p>
県立課長	(議案について説明)
委員長	それでは、御質疑ございますか。
鎌田委員	<p>法改正に従っての規則改正なので、原案どおり承認する。</p> <p>以前、分教室を設置するにあたっては十分に3高校のコンセンサスも得ながら丁寧に進めていくという共通理解のもとで私達も決議をしているが、現場の声として課題があるのか、あるとしたらどういうものか。最後の詰めに入っているということだが、具体的にはどういう詰めなのか。</p>
県立課長	<p>新聞等では、拙速であるとか、学校側ともっと協議の時間が必要ではないかという意見がございます。学校長との話し合いを持ちまして、PTA、同窓会、それから学校に出向いて説明会を行っております。かなり進展をいたしまして、学校の教員の方もかなり理解をして、今では、入って後に教室や教育課程をどうするかという内容にきております。</p> <p>特に分教室につきましては、応募者が19人もいたことから、かなり理解も進みまして、県議会でも、19人もいるからしっかりやってくれ、ということに移りつつあります。3つの分教室については、既に1月付けで人事異動を行い、その3人の教員を中心に、久米島、南風原、中部農林高校で、教育課程、学校との連携、行政との連携を含めて、準備しております。</p> <p>課題としては、どうすればよりよい教育課程を作れるのかということがございます。また、これから具体的に進める中で新たな課題が出てくるものと思われまます。分教室の設置場所につきましても具体的に進んでおります。</p>
委員長	南風原と中部農林は19人ずつの応募があるということでよいか。
県立課長	はい。
委員長	久米島はどうか。
教育長	久米島につきましてはまだ募集をしておりません。高等学校と同時に募集

	いたします。
委員長	それぞれの学校に教員の配置は3人ずつなのか。
県立課長	久米島につきましては、定員に合わせて対応をいたします。
委員長	<p>それでは、より良い形で設置できるようにこれからも努力してほしい。 ほかに御質疑ございますか。</p> <p>(しばし間があり)</p> <p>では、このとおり決定してよろしいでしょうか。</p>
各委員	はい。
委員長	<p>このとおり決定します。</p> <p>この後は人事案件で非公開となりますので、その前に、平成22年の沖縄県教育委員会の方向性、活動の方針を少しお話しさせていただきたいと思えます。</p> <p>今年も昨年に引き続き、「開かれた教育委員会」「行動する教育委員会」をテーマにしたいと思えます。その上で、県民の声を反映した、合議による教育行政を目指していきたいと思えます。</p> <p>ところで、ここで県民の皆様や事務局の皆さんに、なぜ去年から急に教育委員会の動きが変わったのかということの説明させていただきたいと思えます。</p> <p>平成18年にいじめ自殺が社会問題になり、教育委員会の責任論が起こりました。教育委員会というと、一般的には、教育長をトップとした教育委員会事務局を想像する方が多く、実質の権限と責任を持っているのは教育長や事務局ではないかという声も多く聞かれます。また全国的にも、合議制の教育委員会は形骸化して名誉職的になっているのではないかと、事務局案を追認するだけなら不要ではないか、という声が沸き起こったのは周知のことです。このような社会情勢を受けて法律が改正されたわけです。平成19年に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正されて、平成20年4月から施行されました。私は、法律施行の平成20年度に選任された最初の委員長ということになります。ですから、法律改正の意味や目的を、他の教育委員の皆様と共に随分と勉強してまいりました。そして九州や全国の教育委員の協議会や県外視察等で、他県の取り組みも学んでまいりました。ですから、私達、教育委員会が方針として出したり、動いていることは、その勉強の中から生まれてきたものです。</p>

法律の中で、私達が何に心を留め、大きな意味を感じているかといいますと、まず、合議制の教育委員会の責任と役割が大きくなったということです。もちろん、教育長も教育委員の一員です。

そして、改正地教行法の中で何度も噛みしめていたのが、第11条第6項です。「委員は、その職務の遂行にあたっては、自らが当該地方公共団体の教育行政の運営について負う重要な責任を自覚するとともに、第1条の2に規定する基本理念に則して当該地方公共団体の教育行政の運営が行われるよう意を用いなければならない。」ということで、責任が明確になっています。

また、第27条で「教育委員会は、毎年、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。」とされ、第26条第2項には、教育長に委任できないものとして、「点検及び評価に関すること」があります。その上で、その1として「教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること」、2「教育委員会規則その他教育委員会の定める規程の制定又は改廃に関すること」、そして「教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の設置及び廃止に関すること」、これらが委任できない、自ら主体的に行うこととなっております。そういう法律のもと、昨年行動してきたわけです。

そして、今年の本県における教育委員会のあり方については、実践を通してよりよい教育行政に向けて、事務局の皆さんと一体となって、そして教育長と一体となって、頑張ってもらいたいと思っています。

具体的には、「開かれた教育委員会」「行動する教育委員会」と、「合議による教育行政の基本方針の決定・策定」のために、まず、情報の公開と発信を強化したいと思っています。教育行政の透明度を高めるためには「公開」が大事になってきますし、積極的に情報を発信していくことも必要だと思います。教育委員会会議は基本的に公開です。ですから、この教育委員会会議の場で教育行政の基本的な事項がより多く話し合われることが第一歩かと思っています。

そのほか、活動については昨年と同じようにいろいろな意見交換会をしてもらいたいと思います。各教育事務所については事務局の皆さんにお願いですが、6教育事務所の中で年に2回、研究大会といったものがありますから、そのように皆が集まる場に合わせて出かけたと思います。改めて集まってもらうことなく、手間をかけることを少なくするためにも、できるだけ6教育事務所の集まりに合わせて教育委員が出かけて行って意見交換会をすると

いう方法をとりたいと思います。昨年も後半はそのような形をとらせてもらいましたが、今年もそうしたいと思います。市町村の教育委員との意見交換会も皆様が集まるときに出向いて行きたいと思います。公安委員会に関しては、別途設けていただきたいと思います。それから、新垣委員が今年から新委員として入られましたので、県P連、高P連との意見交換会もぜひやりたいと思っております。どうぞよろしく申し上げます。学校視察は昨年同様です。

より多く現場へ行って、直接目で見、声を聞き、肌で感じる。そしてより多くの分野や立場の人と対話を重ねるということ。私達、教育委員は、それらを総合して、委員各々が、それぞれの知見や専門性を持って意見を出し合うことで、皆で方向性を見出していく。それを事務局に具体的に執行してもらうという形ができればと思います。その一歩を今年踏み出していけるように、私達も努力しますので、ぜひよろしく願いいたします。

最後に、今日も八重山分館の件が出ましたが、その他にも予算がどんどん削減されて行く中で、なかなか県民の要望に応えられる状況がございません。どういうふうにしたらいいのか、少しでも改善を図り、より良い形で子ども達の健全育成や学力の向上、その他諸々の課題を解決するための方策は、官民共同で取り組む必要があります。地域の皆さん、県民の皆さんにどのように働きかけ、教育に関心を持ってもらうのか、皆で一緒に解決していこう、一緒に動くことで良くしていこうという思いを県民の皆様へ持ってもらうような働きかけというのも、教育委員が皆さんと一緒にやっていきたいと思っております。最善を尽くして行きたいと思っておりますので、事務局の皆さん、そしてマスコミの皆様、ぜひ、よろしく願いいたします。

休憩します。

(以下は非公開部分のため省略します)